


所管部課	総務部職員課	部長	広沢 光政		
件名	東大和市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市特別職職員の給与等に関する条例 東大和市職員の給与に関する条例施行規則			
	部課機関				
1. 要旨					
(1) 改正理由 平成29年東京都人事委員会勧告に準じた、給与改定を実施する。また、勤勉手当に係る文言を整理する。					
(2) 主な改正内容 <東大和市職員の給与に関する条例の一部改正> 1 特別給(賞与)を0.10月(再任用0.05月)引上げ、勤勉手当に配分する。 <東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(H28条例第39号)の一部改正> 2 勤勉手当総額の範囲を規定する割合を0.10月(再任用0.05月)引上げ、給与月額を明文化し、文言を整理する。					
(3) 施行日 公布の日から施行。ただし、上記1に係る改正規定は平成29年6月1日適用。					
(4) 影響及び効果 地域の実情を反映した、東京都人事委員会の勧告に準じた対応となる。					
2. 経過(現時点に至るまでの経過)					
平成29年 8月 8日 人事院勧告					
平成29年10月 6日 東京都人事委員会の勧告					
平成29年12月15日 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布					
平成29年12月27日 職員組合から同意書を受理 文書課審査済					
3. 留意事項(問題点等)					
4. 主管部処理案(検討結果等) 平成30年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。